

振動規制法の特設施設一覧表（振動規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	
	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ 機械プレス	
	ハ せん断機	原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。
	ニ <small>たんぞう</small> 鍛造機	
	ホ ワイヤフォーマリングマシン	原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。
2	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。
6	木材加工機械	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。
7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	<small>いがた</small> 鑄型造型機	ジョルト式のものに限る。